

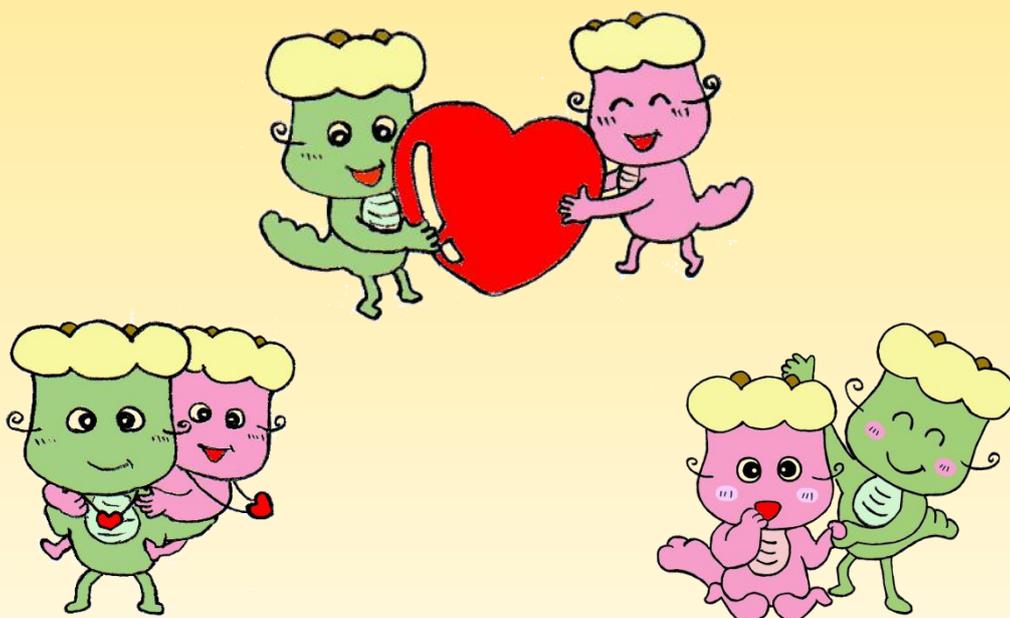
地域で支える地域のふくし

㊦ だんのくらしの中で

㊧ 民が手と手をつなぎあって

㊨ あわせの地域づくりを目指しましょう。

いまから出来ること…、みんなで考えてみませんか？



社会福祉法人



竜王町社会福祉協議会

はじめに

少子高齢化や核家族化が進んでいる今日、家族・親族機能が弱くなっている一方で、住民の福祉・生活課題はますます増えてきています。

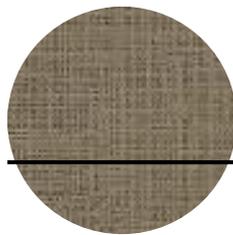
国・県や自治体の行政などの公的サービス、公的支援や社会保険制度の活用もありますが、これらの課題全てに対応することが難しくなっています。

そこで、これからの時代に、誰もが住み慣れた地域でイキイキと暮らし続けるためには、住民自身と一緒に住んだ地域社会全体での見守り・助け合いが不可欠ということになります。

では、具体的にどうすればいいのでしょうか？ 社会福祉協議会（社協）では、地域での支え合い活動を担う大きなチカラとして、福祉委員さんを中心に小地域福祉活動に取り組む『福祉委員会』の立ち上げを進めてきました。また、各地区・字の福祉委員会活動を支援し、福祉のまちづくりを目指しています。

この冊子は、小地域福祉活動を進める上での参考としてご活用いただけましたら幸いです。





1. 小地域福祉活動とは

1) 小地域福祉活動とは

最近、ひとり暮らしの高齢者の孤独死の問題や、介護に心身ともに疲れてしまう問題などが起きています。また、近所でそのような人を知っているという場面もあるかもしれません。そのような、不幸な事件や、介護で困っている方を見たり聞いたりするたびに、「近所で防げなかったのか」「少しでもお手伝いができたら」と思われたことがあるかもしれません。

小地域福祉活動は、そんな一人ひとりのやさしい気持ちが出発点となり、地域住民の参加・協力による、日常生活の手助けや声かけ、見守りによる安否確認といったささやかな活動と、公的な在宅福祉サービスの利用を有効に結びつけながら、人々が安心して暮らすことができるような地域社会をつくる活動であり、自治会（集落・字）との連携のもと、自治（区）長・福祉委員・民生委員児童委員が中心となって行う地域住民活動です。



日頃から地域で見守りや声かけをすることで、地域での孤立や不幸な事件を防ぐこともできます。

2) 活動は身近な自治会（集落・字）で

地域福祉は、住民の生活の場である地域を基盤としています。したがって小地域福祉活動も人々の日常生活の範囲が主体となります。

とりわけ、竜王町の場合、自治会（集落・字）の区域は、住民同士が気軽に交流でき、お互いが身近に話し合え、助け合い活動に取り組みやすい区域ですので、社協では小地域福祉活動の取り組みを自治会（集落・字）の区域で主体的に取り組むことを提案しています。

3) 小地域福祉活動の内容は

地域住民の参加・協力のもとで進める小地域福祉活動には、ふれあい交流（サロン）活動、見守り活動、たすけあい活動などがあります。小地域福祉活動をネットワーク活動と呼ぶことがありますが、地域のみんなが網の目のように手を差しのべ合うことで、以下のような活動も一層効果的になります。

◆ ふれあい交流活動

・いきいきサロン活動	高齢者の居場所づくり。日頃家に閉じこもりがちな高齢者も参加しやすいような環境づくり等の配慮が求められます。
・子育てサロン活動	子育て中の親と子どもが集まって、お互いの子育ての悩みを話し合ったり、息抜きをしたりして交流する取組みです。
・おたっしゃ教室 （健康増進活動）	仲間と楽しみながら、介護予防効果を期待できる運動・頭の体操・交流などを行う活動です。
・コミュニティカフェ	地域住民の誰もが気軽に立ち寄り、安心した居場所として集え、住民同士のつながりや支え合いができる場所づくりです。

◆ 声かけ見守り活動

・声かけ見守り活動	日頃の生活や健康状態、非常時の対応が心配なひとり暮らしの高齢者などを見守ります。
<p>声かけや定期的な訪問を通じて、安否確認や健康上の変化に気づき、事故を未然に防いだり異常を発見したりするためです。地区の中に生じた小さな SOS をいち早くキャッチし、必要とところへつなげることで、早期解決の可能性が高まります。</p> <p>注意「監視されている」という意識を持たれないために、普段の生活のなかから、「そっと見守る」ことが大切です。</p> <p>例) ・夜間、電気が点灯しているか ・カーテンが開閉されているか ・回覧板が回っているか ・新聞・郵便物がたまっていないか ・地域行事等で姿を見かけなくなっていないか ・庭先へ出ることが減っていないか など</p>	
・近助事業 （災害時要配慮者支援の取組み）	災害時を見据えて日頃（平時）から住民同士のコミュニケーションを大切にして、いざという時に近くの住民同士で助け合えるよう備える仕組みづくりです。災害時に配慮が必要な方 1 人に対して数人の支援者を設定し、日頃の声かけや簡易な見守り活動を行います。

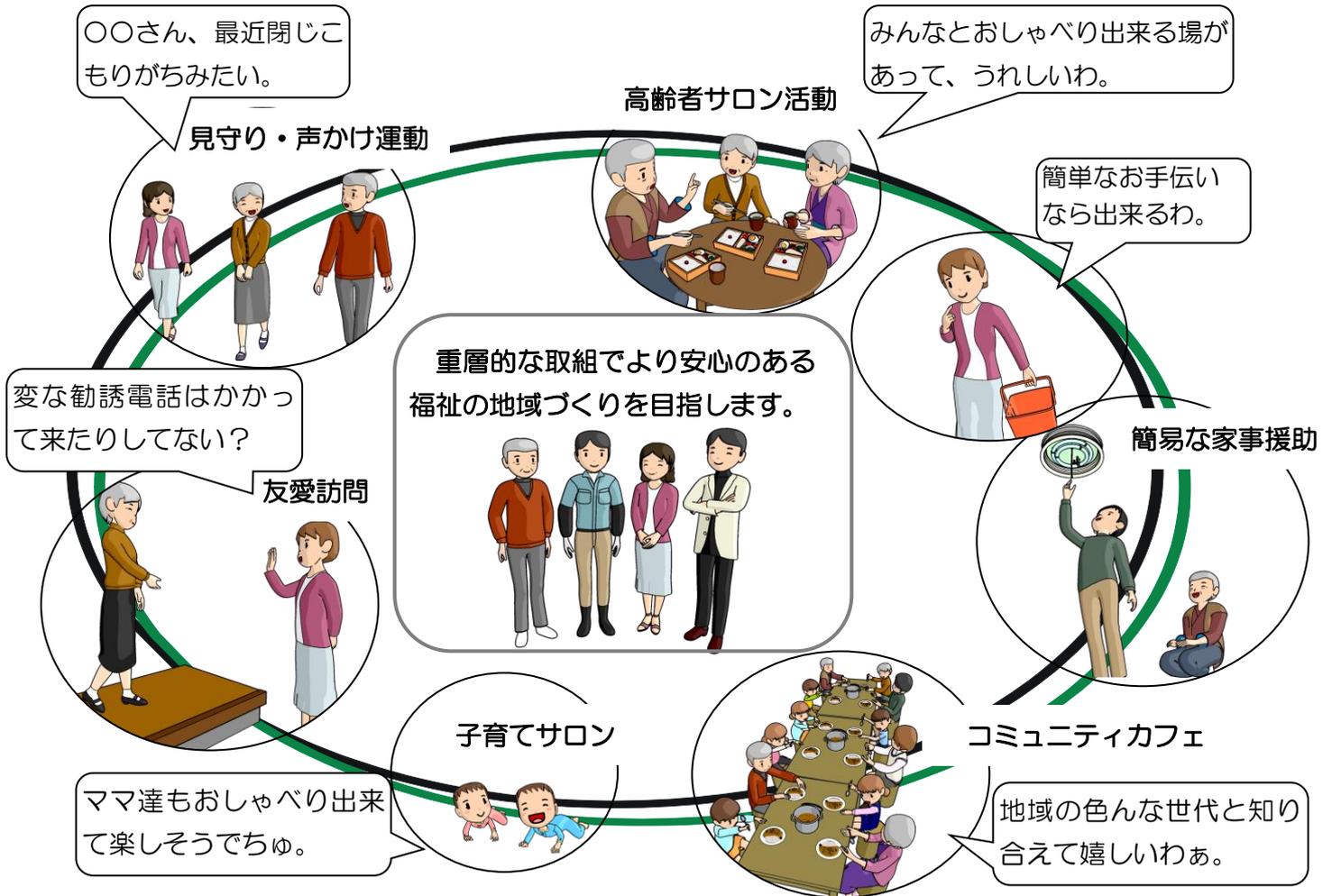
◆ 当事者へのたすけあい活動

<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活支援活動 	<p>身体が不自由になって、炊事・洗濯・掃除などの家事や外出が困難となっている方、家族での介護や看病が困難となっている方を支援します。</p>
<p>例) 草刈り・買物・ゴミ出し・大掃除・簡単な日曜大工・電球の交換・ 外出支援（送迎、外出への誘い）・行政提出書類のお届けやポスト投函 諸手続きの代理・薬の受けとり・話し相手 など</p>	
<p>専門職の協力が必要となる場合もありますので、必要に応じて参加を得ながら活動することも重要です。</p>	

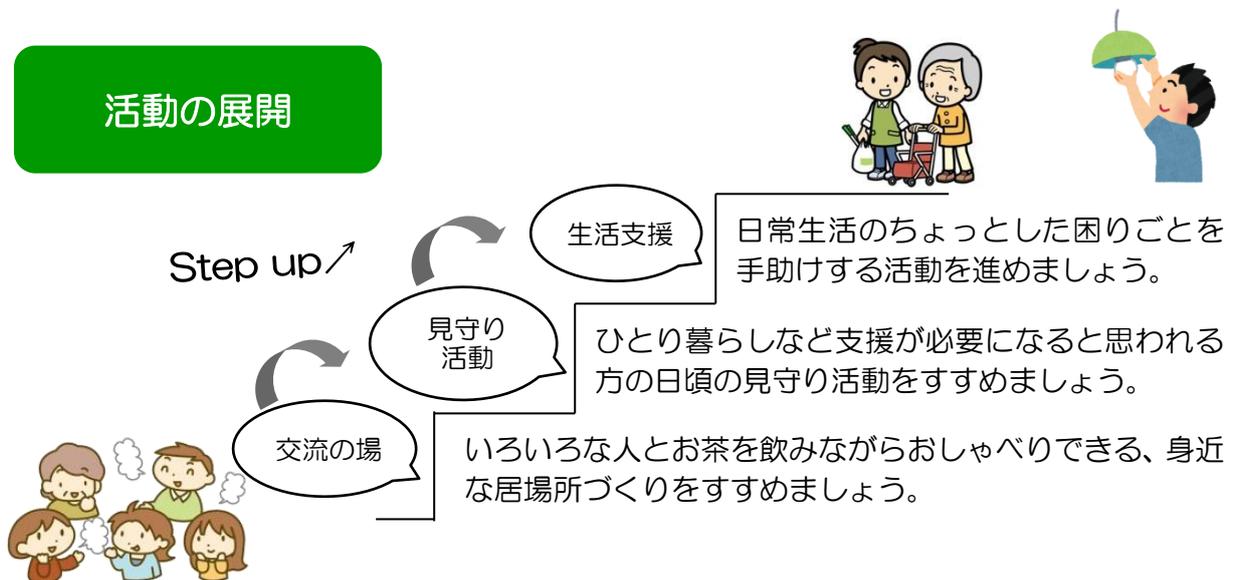
◆ その他

<ul style="list-style-type: none"> ・福祉広報誌の発行、ポスター作り、住民福祉アンケート 	<p>地区で取り組んでいる事業の周知や協力者募集のための啓発活動です。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・座談会、福祉講座、福祉体験教室、介護教室、ボランティア講座 	<p>住民への福祉活動の理解や参加を促進する活動です。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・活動グループ作り、ミーティング、ケース検討会、懇談会、交流会、養成講座 	<p>具体的に活動を実施する人の養成とその活動の支援をする取組みです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・福祉マップ・防災マップの作成、地区福祉計画の策定、地域診断、行政や社協との懇談会 	<p>福祉の町づくりへの計画作りや提言のための活動です。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・福祉バザー、役員会の開催、福祉委員会の定例会、住民懇談会の開催 	<p>小地域福祉活動推進組織の基盤づくりや社協との協力活動です。</p>

小地域福祉活動



活動の展開



4) 小地域福祉活動の機能と効果は

小地域福祉活動は、一人ひとりの自立生活をみんなで見守り、手助けする活動ですが、活動を通じて次のような効果も生まれてきます。

①在宅の高齢者は今日までほとんど家に閉じこもりがちであったものが、たとえ月に1回でも外へ出てみんなと会うことによってふれあいが始まり、月に1回のこの出会いを多くの人が楽しみにされるようになった。

⇒ふれあい、生きがい、連帯が深まる

②さまざまな事業をすることによりボランティア、協力員が確保できるようになり、事業に理解、参加、参画してくれる人が増える。

⇒福祉活動に対する理解者、協力者、参画者の増加

③子どもも交えた諸活動は、多世代がつながる機会となり、子どもの福祉教育の実践や障がい者とのふれあいを通じて青少年の健全育成にもつながる。

④各字福祉委員会での学習会・勉強会の実施や福祉施設への協力・ボランティア活動などを通して、福祉に対する理解や対象者の理解が促される。

⑤地域住民が要援護者の福祉問題を地域全体の問題、自分たちの問題として実感し、地域福祉に対する理解が深まり、地域住民同士の交流がすすみ、地域の連帯感が生まれ住民の自主活動が活発になる。

⑥地域住民との交流により、要援護者の日常生活の行動範囲が広がり、自立意欲が生まれる。

⑦福祉委員あるいは民生委員児童委員だけがひとりで実施するよりも、福祉委員会の複数の人員で組織的に活動をする方が、地域住民の理解や協力が得られやすく、自治会への要望もスムーズに行うことにつながる。



5) 小地域福祉活動と社協

地域福祉を推進する上で、小地域福祉活動は社協にとって重要な活動のひとつです。

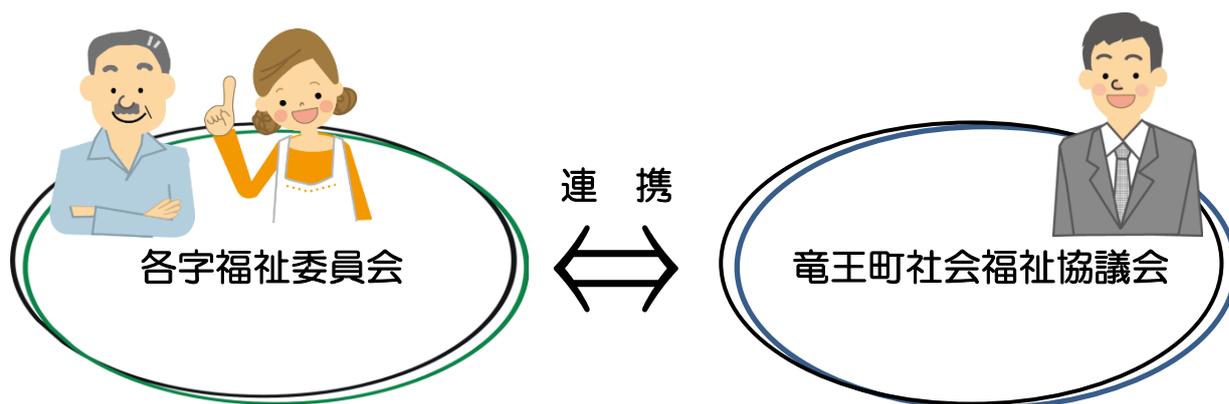
それだけに、町社協は活動が円滑に進むように、小地域福祉活動全体の推進役・調整役として、相互に連携を取りながら、次のような活動を果たしていきます。

□各字福祉委員会

- ①自治会（集落・字）での小地域福祉活動の促進、情報交換、課題の検討。
- ②自治会（集落・字）での小地域福祉活動の課題共有および解決への情報交換のための「小地域福祉ブロック別懇談会」等への参加。

□社会福祉協議会

- ①事業推進のための企画および実施に関する総合調整
- ②事業の啓発のための資料および情報等の提供
- ③各字福祉委員会活動に対する助言・情報提供
- ④社会福祉関係機関・団体、福祉施設、住民組織、各字福祉委員会との連絡調整
- ⑤各字福祉委員会活動への助成金交付
- ⑥自治会（集落・字）との連携による当事者組織作りの企画と実施
- ⑦自治会（集落・字）が主催するふれあい行事、住民福祉懇談会、各学習会等への支援・協力
- ⑧福祉委員の委嘱



2. 小地域福祉活動の基盤となる体制づくり

小地域福祉活動は要援護者世帯を支える仕組みとして継続的に機能することが求められます。そのため、活動の組織や住民の協力者の確保等、活動を進める体制づくりが大切となります。

社協ではその体制づくりとして、「各字福祉委員会」の設置、「福祉委員」の選出、「福祉協力員」の募集・登録を提案しています。

1) 福祉委員会の設置

要援護世帯の情報の総合的な把握、住民の支援活動の検討、活動上の問題点の協議など、小地域福祉活動を継続的に推進するために、平成 6 年より各自治会に福祉委員会の設置が進められてきています。

○構成員

・自治会（集落・字）に身近な関係者で各字福祉委員会を構成します。

- ・自治区長
- ・赤十字奉仕団
- ・エルダー婦人会
- ・民生委員児童委員
- ・社会教育推進委員
- ・老人会
- ・福祉委員
- ・婦人会（女性会）
- ・子ども会
- ・各組（班）長
- ・更生保護女性会
- ・健康推進員
- ・福祉協力員、ボランティア

上記の他、地区ごとに多様な協力団体、協力者で構成されています。

○役割

- ①自治会（集落・字）内の要援護世帯および福祉ニーズの情報を収集し管理します。
- ②福祉ニーズに対する住民の支援活動の内容や方法を協議検討します。
- ③福祉協力員の募集・登録を行います。
- ④自治会（集落・字）の広報誌などによる小地域福祉活動のPRや、町社協と連携を取りながら住民福祉懇談会、福祉サービス学習会、当事者同士のふれあい行事を実施します。
- ⑤小地域福祉活動の問題点や課題を整理し、必要に応じて町社協などへ課題を持ちあげます。

2) 「福祉委員」の選出

要援護世帯の福祉ニーズの把握や支援の検討、支援協力者との連絡など、民生委員児童委員と一緒に、小地域福祉活動を推進する福祉委員を選出します。

○福祉委員の活動

- ・住民の協力、ボランティア団体への支援依頼
- ・支援チームの結成、調整
- ・町社協と各字福祉委員会との連絡調整
- ・地域内で支援を必要とする方がいないか情報収集
- ・民生委員と連携し地域の要援護世帯を支援する体制づくり
- などを行います。

○選出方法

- 区（自治会）長様にご選出をお願いしています。任期は、活動の積み重ねが不可欠であると考え、可能な限り2年間をお願いしています。
- 自治会（集落・字）によっては、主・副委員制を採用され、活動の理解や取組みの充実を深めていく方法を取られている所もあります。
- 年齢・性別・資格の制限等は特にありません。福祉活動に理解と熱意のある方ならどなたでもできます。
- 社協へご報告いただく福祉委員は1名ですが、地区内での活動の担い手として選出いただく人数は地区ごとに様々です。

3)「福祉協力員」の募集・登録

声かけなどによる安否の確認や、ふれあいいきいきサロン、要援護者への支援活動など、具体的な活動の担い手となる協力者を募集します。

○登録

要援護者の支援活動が決まっても、その活動を担う人がいなければ活動はできません。したがって、いつでも支援活動に参加できる体制を整えるために、あらかじめ登録してもらいます。

また、福祉協力員として登録されることにより、小地域福祉活動に対する理解が高まる効果も考えられます。

○募集方法

各字福祉委員会が中心になって地域住民に働きかけながら、たとえば以下のような方法で福祉協力員を募集します。

- ①福祉活動に参加している人を登録する。
- ②自治会（集落・字）の会合・行事の際に呼びかける。
- ③自治会（集落・字）の広報誌・回覧板・住民アンケートなどを通じて募集する。
- ④自治会（集落・字）のふれあい交流の場に参加される方へ意向を聞いて活動に活かしながら、可能な範囲で協力を得る。

※地域には、福祉に興味がある人や、何かお手伝いをしたいと思っても、活動に踏み出せない人もおられます。あらゆる方法で、福祉に関する情報発信・啓発活動を続けて行く必要があります。



4) 活動全体の問題などを協議する

①活動の評価や反省をします。

各字福祉委員会で、支援活動の効果や良かった点などを評価するとともに、活動の問題点や課題などを出し合い、反省すべき点や改善すべき点を協議し活動の円滑な推進に役立てます。

- 活動の問題点や課題は、できるだけ民生委員児童委員や福祉委員が整理し委員会に報告します。
- 必要に応じて活動に参加した福祉協力員やボランティア、また町社協職員や専門職なども参加して協議を進めます。



系統だてて記録を残しておくことも大切です。

②問題点や課題を町社協等へ持ちあげます。

各字福祉委員会で協議の結果、住民による活動では解決が難しいケースや支援活動を進める上での問題点がある場合は、町社協などへ課題を持ち上げ解決を促します。



「私たちだけではムリ。」とあきらめないことが大切です。町社協や行政へ気軽に相談してみましょう。

- 各字福祉員会での協議事項や問題点・課題などは記録をとり、活動を進めていく上での重要な資料として保管します。

3. 小地域福祉活動を進めるポイント

1) 活動の対象者をある程度しぼって

小地域福祉活動は、基本的には福祉の支援を求める人々すべてを対象としますが、住民活動としては一定の限界もあります。

そこで、活動を具体的、継続的にすすめるためにも対象者をある程度しぼり込んで活動することが大切です。

- 〔例えば…〕・日常生活が困難なひとり暮らしの高齢者
- ・虚弱高齢者のみ世帯で支援の必要な世帯
 - ・介護者も高齢で、寝たきり高齢者・認知症の家族・重度の障がい者のいる家庭
 - ・家事や介護の具体的なニーズを持つ世帯で、さらに支援活動を望む世帯 など

2) 活動の実際にかかわる人たちを考えて

小地域福祉活動には、要援護世帯の親戚や知人・友人なども含む様々な人々が関わってきますが、具体的にはつぎのような人々が中心となって活動に取り組みます。

①地域住民の協力者

活動の主体は住民ですが、実際には福祉委員の呼びかけなどに応じてください、小地域福祉活動に理解と協力を得られる住民が核となります。

- 〔例えば…〕・自治会（集落・字）役員、福祉保健団体、老人クラブなどの団体構成員
- ・新聞・牛乳・ヤクルト配達員 など

②民生委員児童委員

制度的にも地域の福祉活動の担い手として位置づけられている民生委員児童委員は、地域住民との協議・調整を進めながら、みずから世話役として活動の核となります。

③ボランティア団体・当事者団体

地域にはいろいろな活動内容をもつボランティア団体・当事者団体が生まれていますが、その内容が小地域福祉活動に合致する場合は、団体との連携や団体委員の参加も呼掛けます。

- 〔例えば…〕・福祉支援活動を行っているボランティア団体
- ・介護者家族の会、障がい児親の会などの当事者団体
 - ・地元の事業所、商店 など

④在宅福祉サービスの専門職

活動には、地域住民だけの判断や支えることのできない部分もありますので、専門職も必要に応じて、小地域福祉活動に関わります。

- 〔例えば…〕・介護保険ケアマネージャー、ホームヘルパー、かかりつけ医、訪問看護師
町地域包括支援センター（主任ケアマネ、社会福祉士、保健師） など



3) 活動にはこんなことに気をつけて

小地域福祉活動は、人々の暮らしを支える息の長い活動であり、また、支援する人と支援を受け入れる人との相互信頼関係のもとで進める活動です。それだけに、つぎのような事に気をつけながら活動します。

①無理な活動はしない

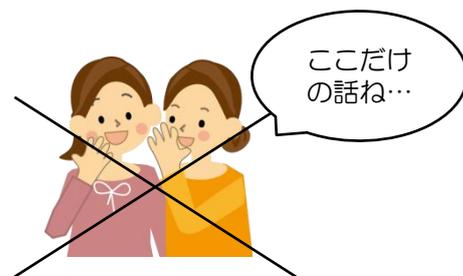
支援活動は地域住民のボランティア活動として、定期的、継続的に行われることに意義があります。そのためには、支援に協力する人々が普段の生活の中で無理なくできる範囲で活動に取り組むことが大切です。

②支援を押しつけない

支援活動を受け入れるかどうかの判断は対象者が決めることです。困っているのだから受け入れるのが当たり前という思いは、相手の拒否反応を強めます。小地域福祉活動の原則は「対象者の立場になって考え、相手に負担感を与えないこと」です。

③対象者のプライバシーを守る

小地域福祉活動では、どうしても対象者の生活状況が目につくことになります。人には他人に知られたくないことがあり、本人の意志に反して外に漏れることがあると、お互いの信頼関係を壊すことになります。活動に関わる人は、知りえた個人の情報は活動の時にのみ活用し、他人に漏らさないことをルールとして徹底することが大切です。



4) 小地域福祉活動を進めるポイント

地域住民相互の支え合い機能を発揮させていく上では、当事者の心のケアを第一に考えていく必要があります。そのためには、いかにお互いの信頼関係を結んでいくかが大きなポイントになります。

それと同時に地域住民の福祉に対する意識改革を進めることも大切になってきます。

つまり、地域住民相互の支え合い機能が発揮できるように、その基盤づくりとして小地域福祉活動を展開していこうというわけです。

しかし、小地域福祉活動を展開すると言っても、その範囲は幅広いものがあります。福祉ニーズの発見から連絡通報、そして日常生活の軽援助活動、また住民への啓発活動による福祉の土壌づくりに至るまで。そこで、これから福祉委員会で小地域福祉活動を具体的に進めていくにあたって、以下のポイントに的を絞って活動や行事の計画を立てることが大切です。

①見守りの機能

地域の中で、万一の時に援護が必要と思われる人をそっと温かく見守り、不幸な事故の発生を未然に防止します。



- 福祉ニーズ調査
- 福祉マップ作り
- 当事者の把握選定
- 見守り、声掛け、友愛訪問、電話
- 災害時要援護者の把握

②発見・通報・援助の橋渡しの機能

見守り活動の中で、発生した事故や福祉ニーズをいち早く発見し専門機関へ通報したり、福祉知識を身につけておき、適切な援助活動の橋渡しをします。

見守り活動を行う意味の確認や個別課題などについて共有し、みんなの問題として対応を話し合ったりする場を継続的にもつことも重要です。



- 連絡会議の開催
- 情報交換会
- 福祉学習会
- 事例研究
- 活動計画書の策定
- 先進地視察研修
- 行政、社協への相談

③生活援助の機能

いくら福祉サービスがあるからと言っても、制度や施策に該当しないなど、福祉ニーズに十分対応しきれないこともあります。そんな時には個別ネットワークを組んで、必要に応じて簡単な日常生活援助を組み立てていきます。



- 買物の代行
- 除草
- ゴミ出し
- 衣類の補修
- 手紙の代筆
- 簡単な日曜大工仕事
- 通院介助
- 薬の受取り



④自立促進の機能

当事者の自立を前提に考え、過剰な援助は控えます。また、当事者とのふれあい、社会参加の場づくりが“自立への意欲”と“生きがい”を高めます。そして、何より顔見知りになる機会をより多く持つことで個別ネットワークを組みやすくなります。



- 当事者や家族とのつどい
- 当事者組織づくり
- 外出介助
- 健康増進活動（おたっしゃ教室等）
- いきいきふれあいサロン
- 地域ボランティア育成



⑤福祉の地域づくりの機能

地域住民がいろんな行事に参加することによって福祉や地域社会の実情への理解が得られ、地域への愛着が強くなり、さらに福祉の土壌づくりを促進します。つまり、当事者や住民が参加する行事を繰り返し行うことが小地域福祉活動の成否を左右するとも言えます。



- 住民ふれあい交流会
- 多世代交流会
- 住民懇談会、懇談会
- ボランティア研修
- 福祉活動啓発ポスター
- 健康教室、健康料理教室
- 介護教室
- ミニ広報の発行



Let's try!

《Try1》

福祉委員会関係者宅や当事者宅、緊急時の連絡先を記入し、高齢者や子どもが良く集まる場所や危険区域等いろんなアイデアを記入した福祉マップを作ってみてはいかがでしょうか。いろいろ調べるうちに地域に何が必要か見えてくるかもしれません。何より一緒に行動を起こすことでメンバーの一体感が生まれます。ただし、プライバシーの配慮は大前提です。

《Try2》

福祉委員会が「知る人ぞ知る」ものになっていませんか。誰が、どのように、何をしているのかを住民に知らせることから、より多くの人福祉の地域づくりに関わるきっかけが生まれます。温もりのある手作り広報に挑戦してみましょう。



5) 地域での見守り安心活動の取り組み

①当事者の状況に合わせた見守り活動

人それぞれに顔が違いうように、見守りの対象となる当事者（ひとり暮らしの高齢者、高齢夫婦世帯、障がい者等）の状況や価値観も違います。また、身体的にも生活状況が変化しやすく、ニーズも変化します。つまり、当事者の数だけ見守り活動のパターンができてきます。

②当事者の合意を得る

もし自分に、いつの間にか見守り体制が組み立てられていたらどうでしょうか。当事者が見守り活動の意味を理解し、そのメンバーとの信頼関係ができていくのが大切です。

③当事者と“良き隣人”関係をつくる

見守り活動は、ともに助け合うという共助の心を前提とした“よき隣人”となる活動です。決して当事者を監視することではありません。そのためには、援助する側される側という意識よりもお互いさまの気持ちで接することが大切です。

④当事者にも役割を分担してもらう

当事者の方も全ての能力を失ったわけではありません。時として見守り活動の役割を担ってもらうことも、ネットワークを広げていく上で大切です。

- 例えば、ア) 同じ立場の当事者間の安否確認や情報伝達役として
- イ) 当事者のつどいや組織づくりのリーダーとして
- ウ) 福祉サービスの向上に向けての意見調整役として

⑤「見守り」と「つどい」を組み合わせる

いきなりネットワークを組んで、見守り活動をすると言っても当事者の中には、「近所付き合いはあるが、訪問されるのはいや。」という方がおられます。

まずは、当事者の方と知り合いになる機会（つどいや交流会のようなもの）を企画していくことで、見守り安心活動が豊かなものになります。

当事者の方とつながりを持ち、孤立させずに“よき隣人”として普段着の助け合いを進めていくことが大切です。

6) 活動にあたって気をつけること

①定期的に、継続的にやろう！

見守り活動や生活支援活動は、息の長い活動です。お互いに生活する中で無理なく出来る範囲で活動していきましょう。また、相手のある活動ですから自分の都合ばかりを主張すると相手にとって迷惑になりかねません。

②チームワークで支え合おう！

福祉委員会のリーダーを中心にチーム仲間とは常に情報交換をしながら、仲間とともに考え行動しましょう。難しいことに出くわしたり、当事者の状況が変わったりした時は福祉委員会のリーダーに相談、報告を行い委員会全体で対応していきましょう。

③聞き上手になろう！

あまり外に出ることの少ない人にとって、顔見知りの方が訪問してくるのは、大変喜ばれ、色々なことを聞いてもらいたいものです。

しかし、当事者の生活のことをあれこれ詮索したり指示したりしたのでは、返って嫌煙されます。

特に初期訪問の場合など、まだ十分に心を開いていない段階では、お互いに心を開くまでじっくりと相手の話を聞くことも活動のひとつです。

④相手の自立を考えよう！

訪問先では、手助けが必要と思われることが数多く見受けられるかもしれませんが、しかし、当事者自身も自立していこうと思っています。

何もかも手助けするのではなく、自分でできることはやってもらい、そばで応援していく姿勢が大切です。

⑤プライバシーを守ろう！

訪問活動では、どうしても家庭内のことが他人の目にふれることとなります。人には知られたくないこともあり本人の意志に反して外にもれると信頼関係が壊れ、地域での支援活動自体が根本からくずれてしまいます。

かといって、必要以上にプライバシーの配慮に気を配り過ぎると活動自体が取り組めません。

訪問によって知りえた情報については、活動に必要なこと以外は口外しないようにしましょう。当事者から聞かされた個人情報、信頼関係の上に成り立っているということを忘れずにお互いのプライバシーの尊重に努めましょう。

〔プライバシーの具体例〕

- 病歴や身体の障がい等の状況
- 年収、資産、納税額等の財産関係
- 公的扶助の受給歴
- 学歴、職歴
- 結婚離婚歴
- 家族や親族等の家庭内生活の状況
- 団体加入の有無や歴史
- 政党支持や宗教等の主張主義
- その他（刑法民法違反歴、出生地等）



Q 福祉委員会と自治会の関係は？

福祉委員会だけで独自に福祉活動を進めると、地域で浮いてしまい活動が住民に広がらないのではないか。自治会との連携が大切になると思うが。

A 現在、福祉委員会は地区の状況により様々な組織形態がとられています。主には、地区の各種団体関係者の集まりによる協議会型と自治会に福祉部を設置した自治会主導型があります。どちらにしても、地区内の福祉課題の解決を図ろうとするわけですから、自治会が何らかの形で関わることで住民参加につながり大きな福祉の輪ができると考えられます。

Q 小地域福祉活動の財源は？

行事や活動をするには資金が要りますが、活動費の確保はどのようにすれば良いですか。

A 小地域福祉活動をすすめて行くための活動費として、一定の条件を満たすと、社協や行政から各地区へ助成金を交付しています。

地区によっては、自治会、女性会、老人クラブ等の行事とドッキングしたり、自治会からも助成金を交付しているところもあります。

また、盆踊り等の地区行事に模擬店を出店したり、福祉バザーを行ったりしてその売り上げを活動費にしているところもあります。

Q わざわざネットワークなんか作らなくても良いのでは？

地区では、ひとり暮らし高齢者に対して老人クラブが定期訪問をしているし、民生委員さんも定期的に訪問している。それに、普段から近所づきあいもあるのにネットワークなんて大げさなことをしなくても良いと思うが。

A 確かに近所づきあいは、どこの地域でもあります。そして、わざわざネットワークを組むとなると「他人の世話にはなりたくない」「自分たちが十分に世話をしていないみたいで世間体が悪い」という言葉が返ってくるかもしれません。

福祉分野で使われるネットワークとは、このような他人への遠慮や世間体を改善して誰もが気軽に声を出せる住みよい地域づくりを進める活動とも言えます。

たとえば、認知症の方の介護に困っている家族に近所の協力があつたとしても、それが長期になると気兼ねも生じてきます。

また、家族から福祉サービス等の利用を言い出せないこともあるでしょう。

しかし、ネットワークという地域と専門機関の連携ルートが確立していれば、すぐさま専門家の対応もできます。要は、支え合いの実効が上がり万が一に備える住民組織が動き出すことです。

Q 見守り活動の対象はひとり暮らし高齢者だけ？

ひとり暮らし高齢者を中心にして見守り安心活動を進めてきましたが、区内を見渡すと必要な人が他にもいっぱいいるように思うのですが。

A ひとり暮らし高齢者に対し見守り体制をつくるのも大切ですが、この他にも認知症の方、高齢夫婦、障がい者、父子母子家庭等福祉ニーズを持つ人はたくさんいます。ニーズ調査や訪問活動によって得た情報を基に、状況を判断して支援体制を組むことが必要です。

Q 偏屈老人なので近所の人嫌うのだから？

80歳の男性のひとり暮らし高齢者に見守り体制を組もうと思うのだが、本人は若いころからへそ曲がりて他人の好意を受け付けなため、近所の人に関わりたがらない。しかし、最近体も弱っているようでこのまま放置するのも心配だが。

A どこにでも偏屈、頑固、被害妄想、人嫌い、不潔等で人からさげられている人はいます。本人が周囲の関わりをいやがっても極端に病弱とか火災の心配がある等で放置できないケースの時は、たとえ本人の了解がなくても、支援体制を組んだ方が良い場合もあります。

そのような時には、本人に気づかれないようにしてでも「見守り」のネットワークを整えていくことが必要と考えられます。

また、偏屈な人でも案外誰かと話をしていることもあります。そのような場合は、その唯一の人を窓口にして情報を得たり、民生委員の協力を求めることもひとつの方法と言えます

Q ネットワークを組んだけど、まったく機能していないが？

最初に集まってネットワークを組んだが、その後は集まる機会もないし何の連絡もありません。このままではネットワークの意味がないと思う。

A 最初は、メンバーも問題意識を持ってネットワークづくりに取りかかったと思います。しかし、活動していくうちに当事者に特に大きな状況の変化も見られず（あっては困りますが）その内にネットワークを組んでいる意識も薄れて、見守っているということも忘れてしまい、自然に消滅していたということにもなりかねません。

そんなことにならないように、時々でもメンバーでお茶を飲みながらおしゃべり感覚で話し合ってみてはいかがでしょうか。

当事者の近況を情報交換したり、時には当事者も交えてお話をすることも良いかもしれません。

また、将来起こり得る問題として福祉に関するビデオを見たり、社協職員や民生委員を交えての懇談や福祉制度、施策等の学習会を行うことも大切なことです。

小地域福祉活動について お気軽にご相談ください。

竜王町社会福祉協議会

電 話	0748-58-1475
F a x	0748-58-3739
E - M a i l	ryu-shakyo@rmc.ne.jp
ホームページ	『竜王町社協』で  または、こちらからご覧いただけます。 ⇒ 
LINE 公式 アカウント	(情報発信用：友だち登録お願いします。) ⇒ 
インスタグラム	社協からの案内・活動状況を配信中！ フォローお願いします。 

